

解 説 編

～ 利用上の注意 ～

本編に収録した内容は、原則として平成30年（平成30年1月～12月）における調査内容を基に作成していますが、一部の項目につきましては、調査のあった最終年次の内容を基に掲載しております。

なお、特筆された場合をのぞき、海面漁業生産量及び産出額の値は、海面漁業経営体の所在地毎に計上された属人統計です。

I 本県水産業の概況

1 海面

茨城県の海は、沖合では親潮と黒潮が交錯して流れ、沿岸ではこれら海流から波及する水と沿岸水が混合する水域となっています。そのため、いわし類、さば類、さんま、かつお、しらすなどの寒・暖流性魚類の好漁場が形成されています。また、茨城県の海岸線は南北に約 190km にも及び、湾入部のほとんどない単調な地形ですが、概ね、県中央部に流れる那珂川を境に、北は磯場であわび等、南は砂浜で二枚貝（鹿島灘はまぐり、ほっきがい等）の漁場となっています。さらに沿岸域に分布する天然礁は、すずき、ひらめ、かれい等の魚類の漁場となっています。

茨城県では、多様な環境に適応した様々な漁業が営まれています。遠洋・沖合漁業では大中型まき網、沖合底びき網等が、沿岸漁業では船びき網、小型底びき網、貝桁網、刺網、採貝等が代表的な漁業です。一方、養殖業は海岸線が単調で湾などがなく静穏域が確保されにくいため、陸上施設でのあわび養殖等が行われているのみとなっています。

2 霞ヶ浦北浦

茨城県の南部に位置する霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ国内第 2 位の面積（約 172 km²）、隣接する北浦は国内第 15 位の面積（約 36 km²）を有しています。いずれも海跡湖であり、平均水深は約 4 m、最大水深でも 7 m と広くて浅い湖です。また、霞ヶ浦北浦では古くから漁業活動が盛んに営まれ、海面と同等の漁業生産力が高い湖沼であるとして漁業法に基づく「海面」指定を受けています。

わかさぎ、しらうお、川えび、いさざあみ、はぜ類などの小型魚介類を主な対象として、小型機船底びき網を主体に、さし網、ます網、つけ、はえ縄などが営まれています。

養殖業としては、こい、ふな、なまず等の魚類養殖（小割式養殖）と淡水真珠養殖が営まれています。

なお、勇壮な姿で知られる帆びき網は、かつて、しらうお、わかさぎを狙って盛んに営まれていましたが、昭和 40 年代には動力漁船漁業へと転換が進み、現在では観光漁業として操業されているのみとなっています。

3 内水面

茨城県には利根川や那珂川、久慈川等大小合わせて 227 の河川と、涸沼や牛久沼等の湖沼があり（霞ヶ浦北浦及び外浪逆浦は除く）、多様な漁業、遊漁が行われています。特に、涸沼川、涸沼でのしじみや、大北川、那珂川、久慈川ではあゆは全国でも有数の産地となっています。また、秋に河川を遡上するサケは、風物詩となっており、県北部や筑波山麓などの山間地域では、主にます類の養殖が行われています。

海面

【沖合漁業】

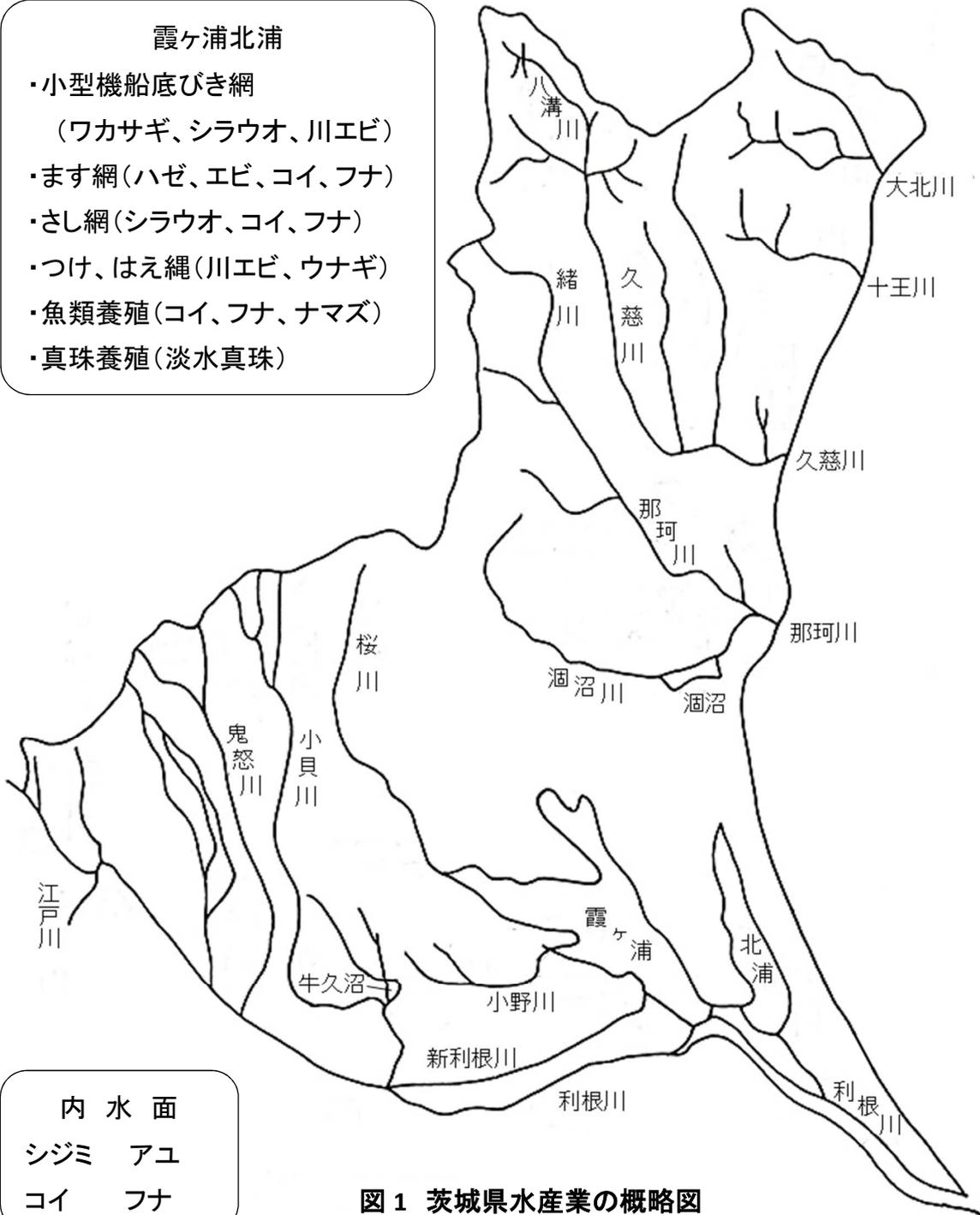
- ・大中型まき網(イワシ、サバ)
- ・沖合底びき網(イカ、アナゴ、カレイ)

【沿岸漁業】

- ・船びき網(シラス)
- ・小型底びき網(イカ、ヒラメ、カレイ)
- ・貝桁網(ハマグリ、ホッキガイ)
- ・刺網(ヒラメ、カレイ)

霞ヶ浦北浦

- ・小型機船底びき網
(ワカサギ、シラウオ、川エビ)
- ・ます網(ハゼ、エビ、コイ、フナ)
- ・さし網(シラウオ、コイ、フナ)
- ・つけ、はえ縄(川エビ、ウナギ)
- ・魚類養殖(コイ、フナ、ナマズ)
- ・真珠養殖(淡水真珠)



- 内水面
- シジミ
 - アユ
 - コイ
 - フナ

図1 茨城県水産業の概略図

II 漁業生産

1 海面漁業 — 漁業生産（属人）の動向 —

本県海面漁業における生産量は、主に大中型まき網漁業により漁獲される、いわし類やさば類といった多獲性魚類の豊凶で大きく変動します。昭和40年以降は20万トン前後で推移してきましたが、昭和53年から55年までのさば類の豊漁や、昭和55年以降のまいわし資源の急増によって増加し、昭和61年には112万トンまで達しました。その後、まいわし資源が減少したことなどにより、平成10年から15年は20万トン前後に低下しました。さば類やまいわしの資源は平成25年頃から増加傾向にありますが、TACなどの資源管理の取組み等により、近年は20～30万トンで推移しています（図2）。

平成30年の海面漁業生産量は前年比12.3%減の25万9千トンとなり、全国順位は5年連続で第3位となっております。魚種別では、まいわしとさば類の生産量が、7年連続で全国第1位となっております。全体の94.0%を占めています（図3）。

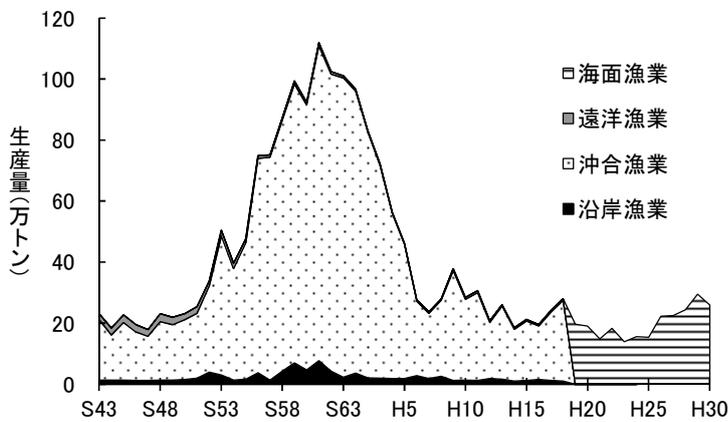


図2 海面漁業生産量の推移

※部門別生産量は平成19年より統計対象外となったため、海面漁業でまとめた。

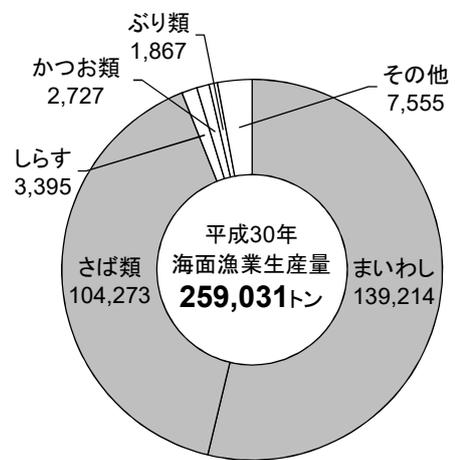


図3 魚種別生産量の割合

一方、産出額については、昭和41年に100億円を超えて以降、遠洋、沖合、沿岸の各漁業でそれぞれ増加し、昭和49年に200億円に達しました。その後も大中型まき網漁業の豊漁や比較的高い魚価に支えられ、昭和52年には300億円を超え、昭和58年の359

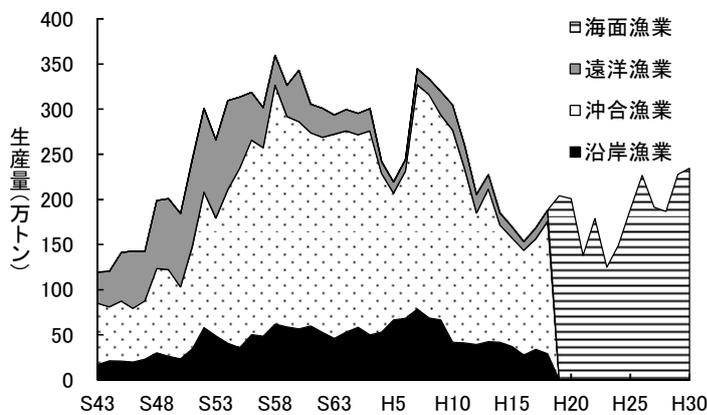


図4 海面漁業産出額の推移

※部門別生産額は平成19年より統計対象外となったため、海面漁業でまとめた。

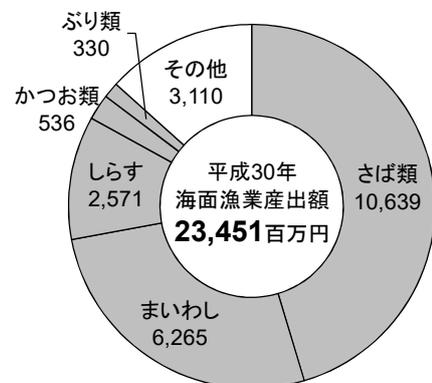


図5 魚種別産出額の割合

億円をピークに平成3年頃まで300億円程度の産出額が続いていました。しかし、その後のまいわし資源の減少や魚価の低迷などにより減少傾向となり、一時期かたくちいわし、さば類、するめいかの豊漁により回復しましたが、平成16年には153億円まで減少しています。その後は若干の増減が見られるものの、概ね150～250億円程度で推移しています。

平成30年の産出額は前年比2.9%増の235億円となっています。主要な漁獲物が単価の安いさば類やいわし類であるため、全国順位は第12位（前年第14位）と生産量の順位に比べ低くなっています。魚種別では、生産量の多いさば類、まいわしのほか、しらす、かつお類、ぶり類の割合も高く、この5種で全体の86.7%を占めています（図5）。

なお、農林水産省の漁業・養殖業生産統計年報では、平成19年以降、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業ごとの生産量や産出額が統計対象外となっています。茨城県沿海地区漁業協同組合連合会が発行する茨城県水揚高集計表で近年の生産量を見てみると、遠洋漁業が3千トン、沿岸漁業が7千トン程度で推移する一方、沖合漁業の生産量は、平成26年以降のさば類の豊漁を受け、生産量が増加しています（図6-1）。

産出額についても、生産量同様に沖合漁業において増加の傾向が見られます。沖合漁業の漁獲物が単価の安いさば類やいわし類であるため、生産量に比べ、全体に占める沖合漁業の割合が低くなっています（図6-2）。

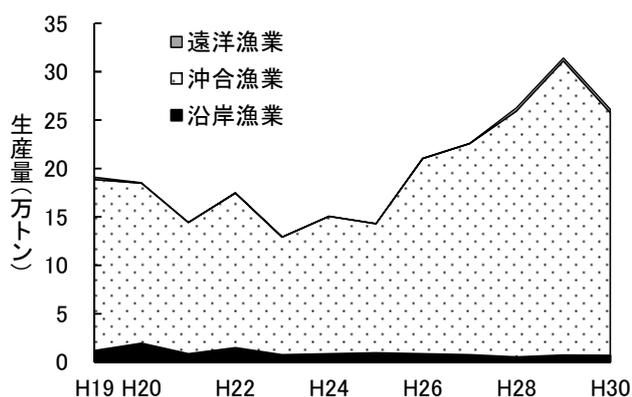


図6-1 海面漁業生産量の推移

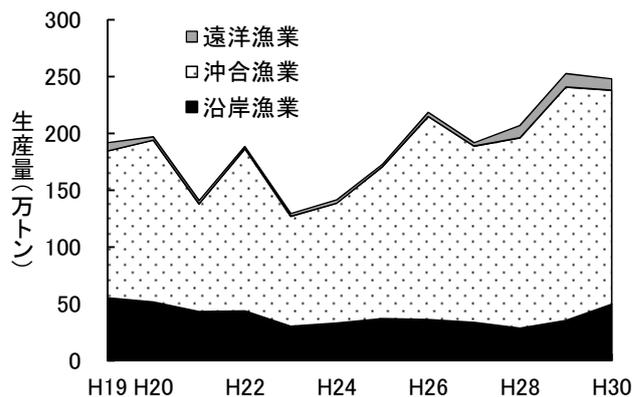


図6-2 海面漁業産出額の推移

●資料編2-1～2-4

(1) 各漁業部門と漁業種類別の動向

① 遠洋漁業

かつお・まぐろ漁業は、200海里等国際的な漁業規制の強化や2度にわたるオイルショック等により厳しい経営を余儀なくされたため、昭和56～58年及び62年に自主減船を実施しました。また、母船式さけ・ます流し網漁業は、旧ソ連の200海里漁業水域の設定、さけ・ます母川回帰主義の台頭による操業水域の規制や漁獲量の大幅削減、日ソ漁業協定に基づく漁獲割当ての大幅な削減により、昭和52年と61年に自主減船を実施しました。さらに、平成5年には公海流し網漁業が禁止されたことに伴ういか流し網漁業の消滅があり、生産量・産出額ともに大きく落ち込みました。その後、生産量は若干回復し、平成9年以降は横ばいに推移していました。産出額は平成10年まで回復傾向が見られましたが、再び減少し、平成15年以降、横ばいに推移しました。なお、平成19年以降は部門別集計が統計対象外となりました。

②沖合漁業

【大中型まき網漁業（1そうまき網その他）】

大中型まき網漁業は本県の基幹漁業であり、平成30年の生産量は245,912トン（前年比13.1%減）で、本県の海面漁業生産量の94.9%を占めています。また、平成30年（漁業センサス）における経営体数は11経営体となっています。

大中型まき網漁業の主な対象魚種である、さば類やまいわし、まあじでは、水産資源の持続的な利用を図るため、平成9年以降、漁獲可能量（TAC）制度による資源管理が実施されています。さらに、平成23年以降実施している資源管理計画等による取り組みにより、まさば資源は回復基調となっています。

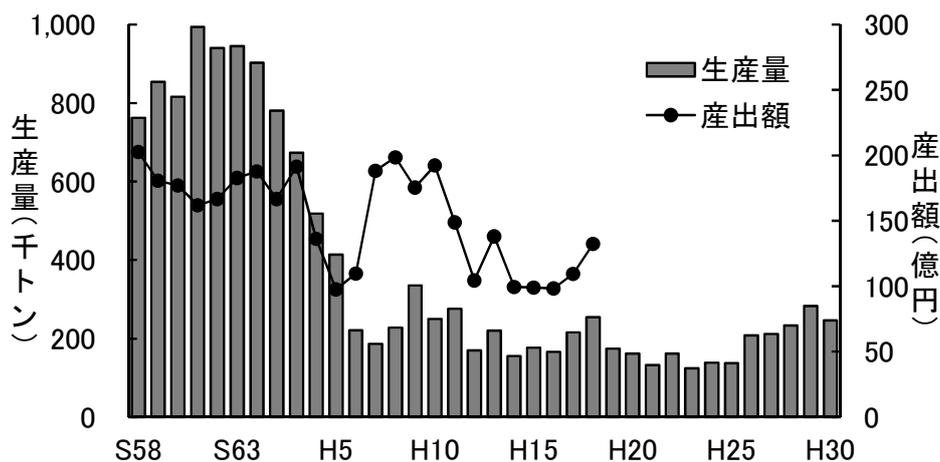


図7 大中型まき網漁業の生産量と産出額
※産出額は平成19年より統計対象外

【沖合底びき網漁業】

沖合底びき網漁業は、いか・たこ類や底魚類を対象とし、平成30年における生産量は1,644トン（前年比21.0%減）で、本県の海面漁業生産量の0.6%を占めています。また、平成30年（漁業センサス）における経営体数は8経営体となっています。なお、震災に伴う原発事故の影響により、北緯36度47分（北茨城市磯原付近）以北を操業自粛区域としています。

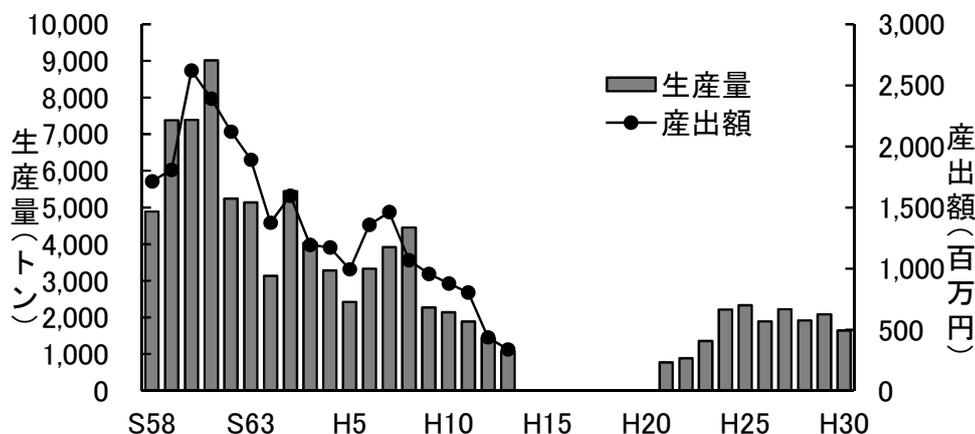


図8 沖合底びき漁業の生産量と産出額の推移
※産出額は平成19年より統計対象外 ※平成14～20年は統計値なし

③沿岸漁業

本県の沿岸漁業では、船びき網や底びき網、刺網、ひき縄釣り等の多様な漁法が発達し、漁業者はその時々々の海況に応じた漁業種類を選択して操業しています。なお、主な沿岸漁業の主要漁期と主な漁獲対象は表1のとおりです（漁期：●）。

表1 主な沿岸漁業の主要漁期

漁法、主な魚種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
船びき網	しらす		●	●	●							
	さより					●	●	●	●	●	●	
	いかなご		●	●	●							
	おきあみ		●	●	●							
底びき網	板びき網											
	ひらめ、かれい、いか、たこ	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	えび板びき網											
	さるえび	●	●	●								●
貝けた網	鹿島灘はまぐり、ほっきがい	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
刺網	流し網											
	いなだ、たい				●	●						
固定式刺網	ひらめ、かれい						●	●	●			
その他	ひき縄釣り・一本釣り											
	かつお、めじ、いなだ								●	●	●	●
	ひらめ	●							●	●	●	●
	せん・かご											
	あなご、ばい						●	●				

【船びき網漁業】

船びき網漁業による平成30年の生産量は4,072トン（前年比1.7%減）で、本県の海面漁業生産量の1.6%を占めています。4.9トンの小型船が多く、経営体数は190経営体（平成30年漁業センサス）で、全経営体の半数以上が営む本県主要漁業の一つです。

漁獲対象種がしらす、いかなご、おきあみ等の回遊性資源であり、その来遊量の多寡は海況条件に強く影響されることから、本漁業の生産量及び産出額は大きく変動します。なお、平成年代に入ってから、春季に親潮系冷水の差し込みが弱い海況の年が多いため、暖水系資源であるしらすは主な漁獲対象となっています。

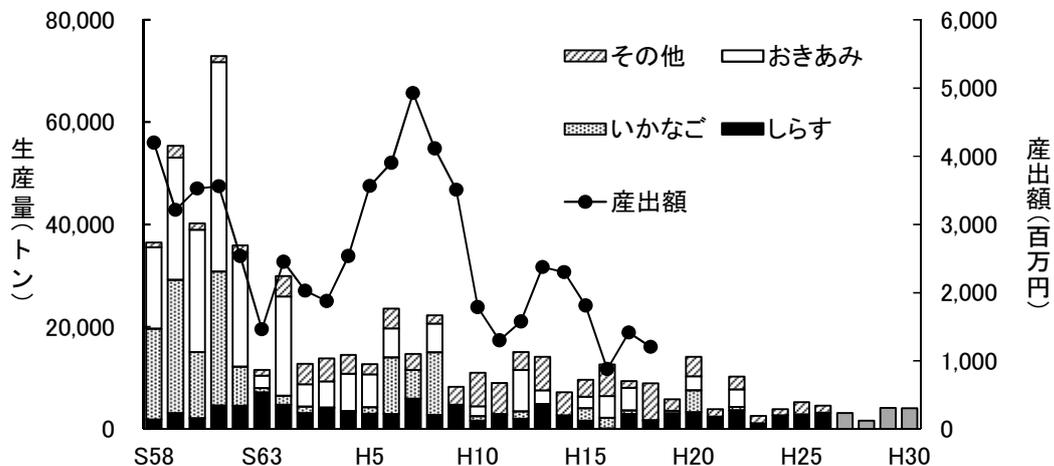


図9 船びき網漁業の生産量と産出額の推移

※産出額は平成19年より統計対象外

※平成27年から魚種別の統計値が未発表のため合計値を表示

【小型底びき網漁業】

小型底びき網漁業には、網口開口板を使用した板びき網漁業（5トン以上15トン未満船）、えび板びき網漁業及び自家用餌料板びき網漁業（5トン未満船）と、貝けた網を用いる貝けた網漁業の4種類があります。平成30年における生産量は1,677トン（前年比10.9%減）で、本県の海面漁業生産量の0.6%を占めています。経営体数は123経営体（平成30年漁業センサス）となっています。

各漁業の主な漁獲対象種は、板びき網とえび板びき網漁業では、ひらめ、かれい類などの底魚類、たこ・いか類、えび等で、貝けた網漁業では、鹿島灘はまぐり、ほっきがいの二枚貝類です。

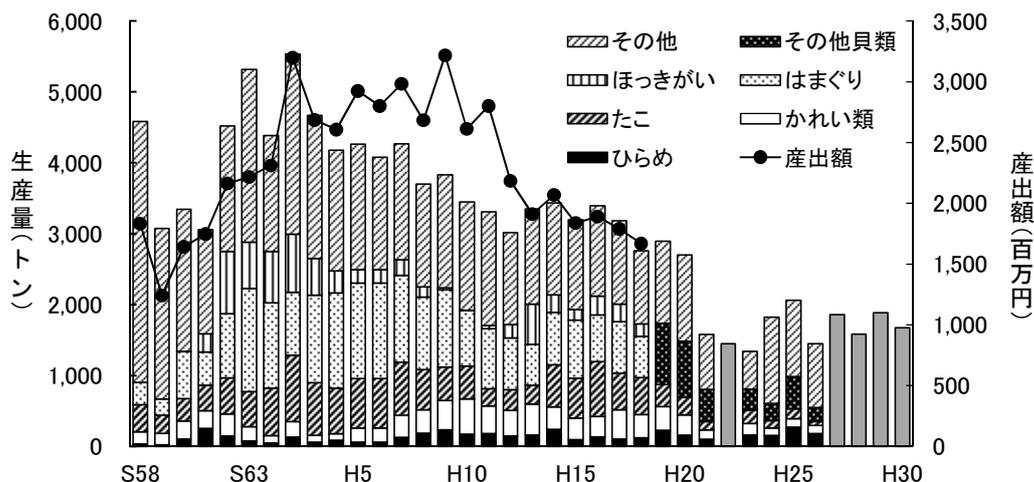
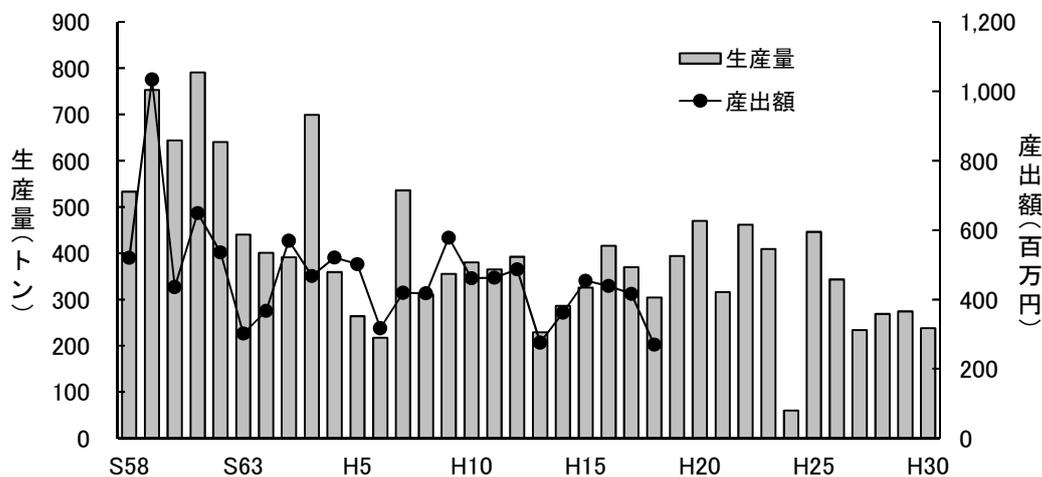


図10 小型底びき網漁業の生産量と産出額の推移
 ※産出額は平成19年より統計対象外
 ※平成19年からはまぐりとほっきがいはその他貝類でまとめた
 ※平成22年、平成27年以降は魚種別の統計値がないため合計値を表示

【刺網漁業】

沿岸で操業されている刺網漁業には、網を潮の流れにまかせる流し網漁業と網を固定して設置する固定式刺網漁業の2種類があります。主な漁獲対象は、流し網では、ぶり類、たい類等、固定式刺網ではひらめ、かれい類等です。平成30年における生産量は238トン（前年比13.1%減）となっております。



●資料編 2-2

図11 刺し網漁業の生産量と産出額の推移
 ※産出額は平成19年より統計対象外

(2) 栽培漁業対象種の生産量と生産額

本県における栽培漁業の基本的な方向性を定める「栽培漁業基本計画」は、現在の第7次計画（平成29～33年度）では、ヒラメ、ソイ類、マコガレイ、アワビ、鹿島灘はまぐりの5種を栽培対象種に位置付けています。栽培漁業対象種の合計生産量は、平成5年をピークに漸減しており、平成30年の生産量は計382トン（鹿島灘はまぐり、ソイ類の漁獲量を含まない）で、海面漁業生産量のわずか0.13%にすぎませんが、生産額では計4億1,700万円で、漁業生産額の1.8%を占めています。

アワビについては、他の魚種に比べ、漁獲物に占める放流貝の割合が高いですが、種苗生産施設が東日本大震災で被災し、平成23年から26年まで放流貝の生産・放流が大幅に縮小となったことにより、生産量が震災前より大幅に減少しましたが、平成27年以降の放流貝の大量生産・放流の継続や漁業者による自主的な漁獲管理などにより、平成30年の生産量は増加に転じ14トンとなっています。

鹿島灘はまぐりについては、平成19年から国による統計数値が非公表となりましたが、平成18年時点の生産量は579トンと全国第1位の生産を上げ、生産額でも6億7,200万円と沿岸漁業生産額の23.3%を占める重要資源となっています。そのため、漁業者は資源を持続的に利用することを目的に、自主的に操業日及び操業時間の規制、水揚金額のプール化等を内容とする資源管理型漁業を実践しています。県水産試験場による集計では、平成26年生まれの発生が多く、これが漁獲対象となった平成30年の生産量は228トンとなっています。平成18年の水準には及びませんが、今後も生産量の増加が期待されます。

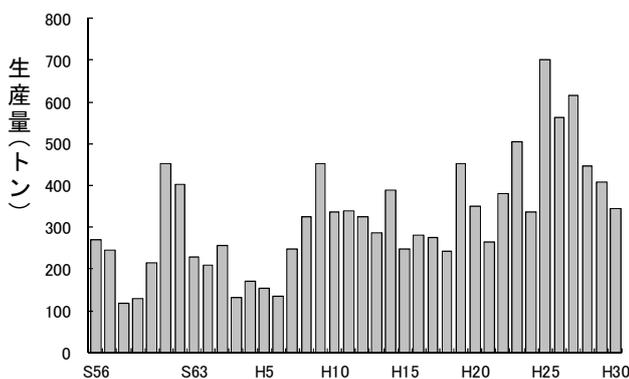


図 12-1 ひらめの生産量の推移

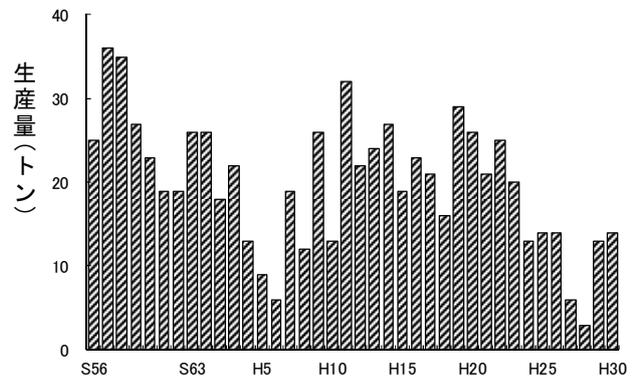


図 12-2 あわびの生産量の推移

●資料編 8-2、8-3

2 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業

全国第2位の湖沼面積を有する霞ヶ浦北浦は、わかさぎ・しらうおひき網漁業、いさざ・ごろひき網漁業、張網漁業、掛網漁業などの各種漁業と、網いけすを用いたこい等の小割式養殖業、淡水真珠養殖業が営まれ、全国有数の漁業養殖業の生産地となっています。平成30年の漁業生産量は849トン、養殖業収穫量は1,156トン（統計数値非公表のため北浦分を除く）で合計2,005トンとなっています（図13）。

こい養殖については、平成15年以降コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生により休止されていましたが、KHV病耐性コイの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開されました。平成30年の本県のこい養殖収穫量は1,063トンで、そのほとんどが霞ヶ浦北浦で養殖されています。

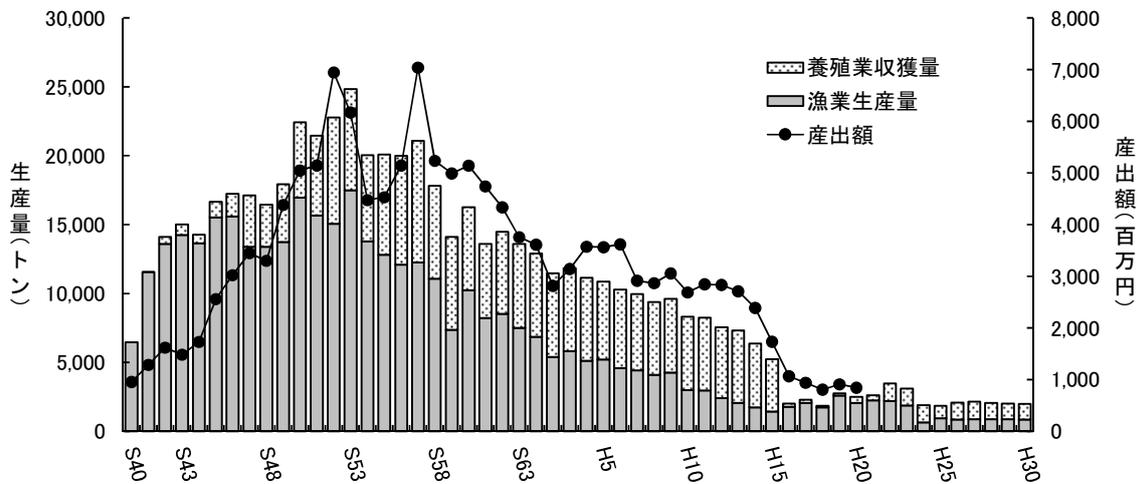


図13 霞ヶ浦北浦の生産量と産出額の推移
※産出額は平成21年より統計対象外

(1) 各漁業部門と魚種別の動向

昭和40年代までは、汽水湖であったため、わかさぎ、しらうお、しじみ等が主な漁獲物でしたが、その後湖の淡水化に伴い魚種組成が変わり、はぜ類やえび類が主な漁獲物となりました。生産量は昭和53年にピーク（1万7,487トン）に達し、その後は、富栄養化の進行、水生植物帯の減少、外来魚の繁殖など漁場環境の悪化により、生産量の減少傾向が続いています。

現在は、底びき網によるわかさぎ、しらうお、えび類が主要な漁獲物となっており、全体の約6割を占めています。

表2 霞ヶ浦北浦における主要漁業の操業期間及び主要魚種の漁獲時期

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
【漁業種類別】													
いさざ・ごろひき網 (横ひき網)	1/20 →		← 3/1										
わかさぎ・しらうおひき網 (トロール網)							7/21 ←				12/31 →		
雑魚さし網(掛網)	1/1 ←											12/31 →	
しらうおさし網 (しらうお建網)	2月末日 →		← 4/1	5/15 →						← 11/1			
ます網(張網)	1/20 →		← 3/1										
【魚種別】													
わかさぎ							←						→
しらうお	→	←		→							←		
えび類							←						→
はぜ類							←						→
いさざあみ					←					→			
ふな・こい											←		

霞ヶ浦北浦における主な漁業の操業期間は表2のとおりです。

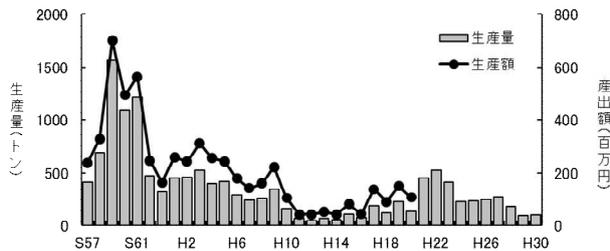


図14-1 わかさぎの生産量と産出額の推移
※産出額は平成21年より統計対象外

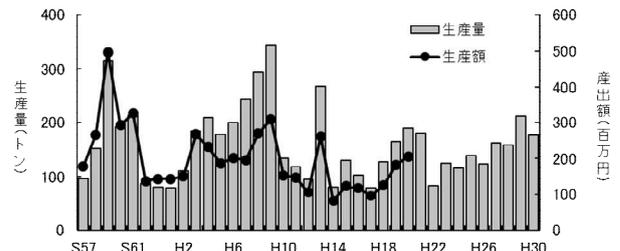


図14-2 しらうおの生産量と産出額の推移
※産出額は平成21年より統計対象外

●資料編 2-5、2-8

(2) 養殖業の動向

①小割式養殖業

昭和30年代に導入されたこいの小割式（湖内にいけす網を設置する）養殖業は、陸上池よりも施設の経費が少なく、多量に飼育することができるという利点から急速に普及し、全国一の生産をあげるようになりました。

こい養殖収穫量は、昭和57年にピーク（8,641トン）に達しましたが、その後は、魚価の低迷による転廃業や需要動向に見合った適正な生産規模への移行等により減少傾向が続いていました。平成15年のコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生により、こい養殖は一時休止されましたが、KHV病耐性コイの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開され全国一の生産をあげています。平成30年の収穫量は1,063トンとなっています。

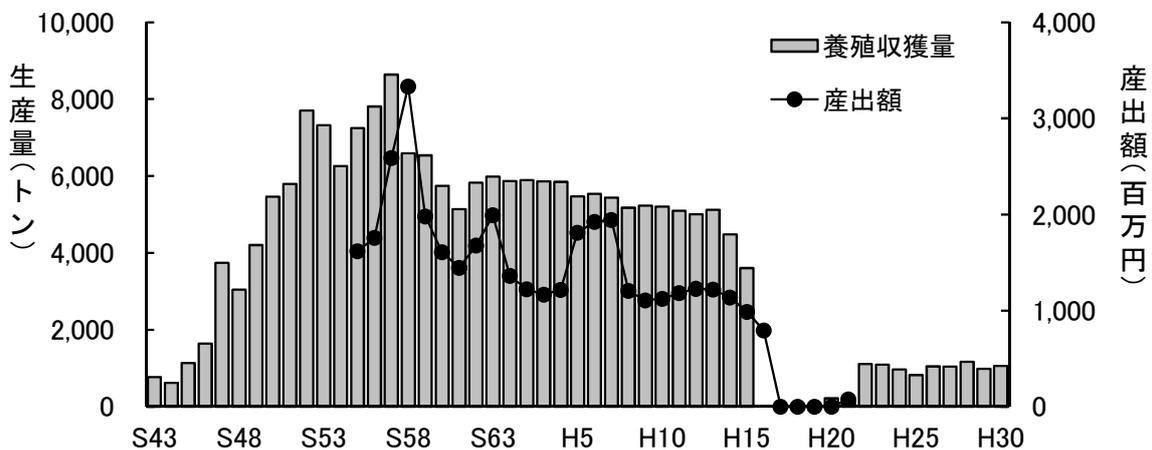


図15 霞ヶ浦北浦のこい養殖収穫量と産出額の推移
※生産額は平成21年より統計対象外

②淡水真珠養殖業

霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の河口付近では、「いけちょうがい」による淡水真珠養殖業が営まれています。平成30年の淡水真珠の収穫量は25kgで、全国第2位となっています。

3 内水面漁業・養殖業（霞ヶ浦北浦を除く）

霞ヶ浦北浦を除く湖沼や河川では、しじみ、あゆの主要2種が内水面（霞ヶ浦北浦除く）生産量の9割以上を占めています。酒沼及び酒沼川（那珂川水系）ではしじみが、那珂川、久慈川ではあゆが、鬼怒川を含む利根川ではこい等が漁獲対象になっています。近年の内水面漁業生産は、護岸整備等による魚類の生息環境の変化や、カワウ、外来魚による食害等により、減少する傾向にあります。

平成30年の内水面（霞ヶ浦北浦除く）生産量は、1,671トン（前年比0.4%増）です。

県北部や筑波山麓などの山間部では、にじます、やまめ等のます類などが養殖されています。

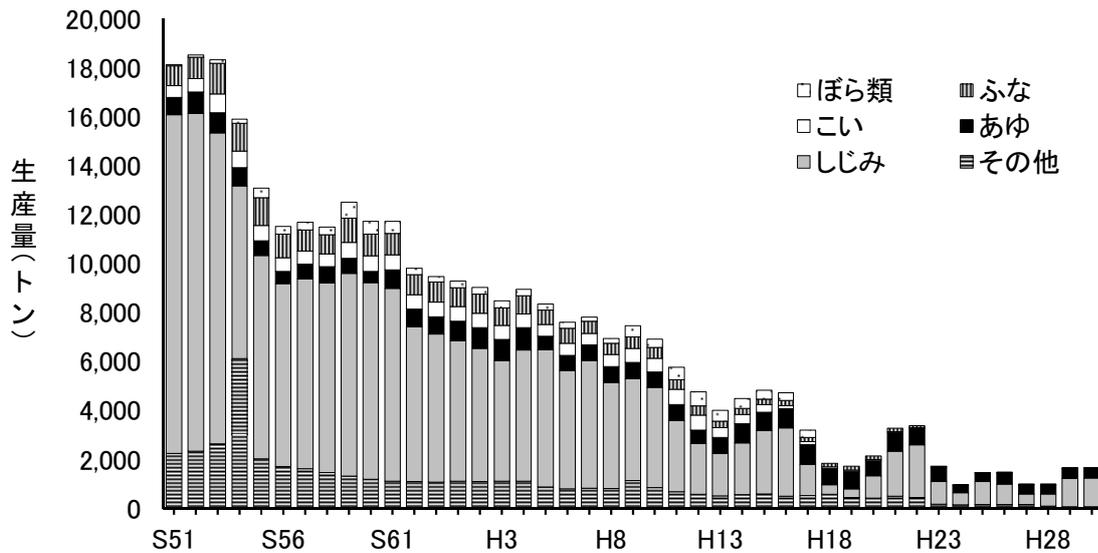


図16 内水面漁業の魚種別生産量の推移
※平成19年以降、ぼら類は「その他」に含められた

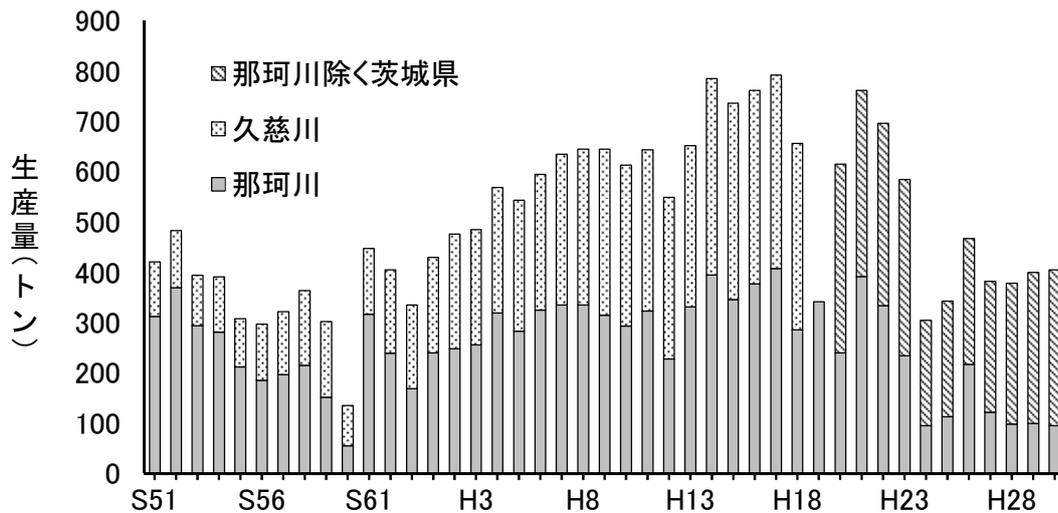


図17-1 主要河川別あゆの生産量の推移
※平成19年以降の久慈川の値は非公表のため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

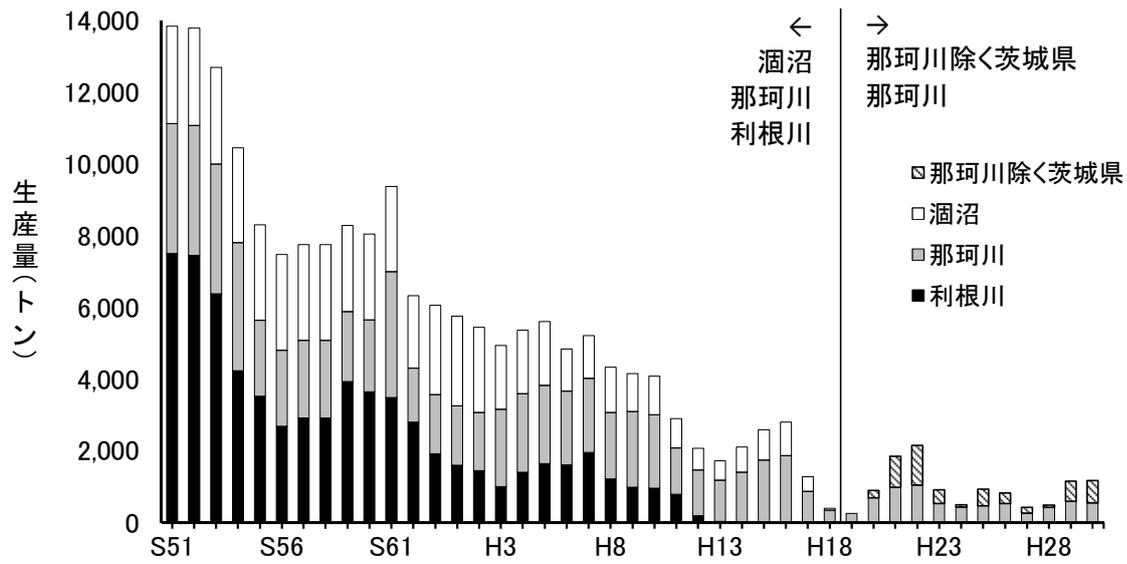


図17-2 主要河川(湖沼)別しじみの生産量の推移
 ※平成19年以降の澗沼の値は非公表のため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

●資料編 2-10、2-11

4 国内生産の動向

(1) 日本の漁業・養殖業

日本の漁業・養殖業生産量は昭和59年をピークに平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。平成30年の漁業・養殖業生産量は442万トン（前年比2.7%増）、うち海面漁業は335.9万トン（前年比3.1%増）、海面養殖業は100.5万トン（前年比1.9%増）、内水面漁業・養殖業は5.7万トン（前年比8.1%減）となっています。

また、平成30年の日本の漁業・養殖業生産量（442万トン）は、昨年同様、世界第8位となりました。なお、生産の多い国は、上から中国（8,097万トン）、インドネシア（2,203万トン）、インド（1,241万トン）となっています（令和元年度水産の動向）。

表3 日本の漁業養殖業の生産量

単位:万トン

	昭和60年	平成10年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比(%)
合計	1,217.1	668.4	435.9	430.6	442.1	102.7
海面漁業計	1,087.7	531.5	326.4	325.8	335.9	103.1
遠洋漁業	211.1	80.9	33.4	31.4	34.9	111.2
沖合漁業	649.8	292.4	193.6	205.1	204.2	99.5
沿岸漁業	226.8	158.2	99.4	89.3	96.8	108.4
海面養殖業	108.8	122.7	103.3	98.6	100.5	101.9
内水面漁業・養殖業	20.6	14.3	6.3	6.2	5.7	91.9

表4 日本の漁業養殖業の産出額

単位:億円

	昭和60年	平成10年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比(%)
合計	28,906	20,292	15,856	16,061	15,579	97.0
海面漁業計	21,919	13,386	9,620	9,614	9,379	97.6
海面養殖業	5,225	5,464	5,098	5,250	5,060	96.4
内水面漁業・養殖業	1,762	1,442	1,138	1,197	1,141	95.3

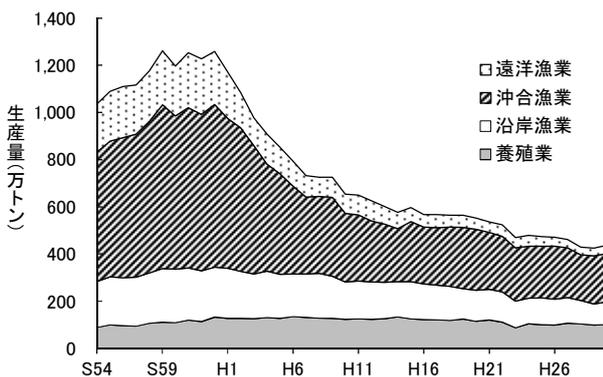


図18-1 日本の漁業・養殖業の生産量の推移

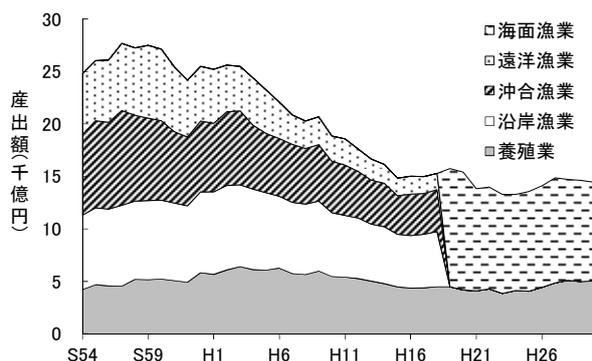


図18-2 日本の漁業・養殖業の産出額の推移

※部門別産出額は平成19年より統計対象外のため、海面漁業でまとめた。

(2) 日本の水産物貿易

日本の水産物輸入量は、国内消費の減少等によっておおむね減少傾向にありますが、平成30年の輸入量は238.4万トン（前年比0.4%減）、輸入額は1兆7,910億円（前年比0.9%増）となっています。主な輸入品目は、さけ・ます類、えび、まぐろ・かじき類などです。輸入相手国は、品目に応じて様々で、平成30年の主な輸入相手国は中国、アメリカ、チリなどとなっています。

日本の水産物輸出量は、おおむね増加傾向にあり、平成30年の輸出量は75万トン（前年比26.1%増）、輸出額は3,031億円（前年比10.3%増）となっています。主な輸出品目は、ほたてがい、真珠、ぶり類などです。平成30年の主な輸出相手国は、香港、中国、アメリカなどとなっており、これら3カ国・地域で輸出金額の約6割を占めています。（令和元年度水産の動向）

平成30年の	輸入量	：	2,384	千トン	（前年より	95	千トン	0.4%減）
	輸入額	：	17,910	億円	（前年より	159	億円	0.9%増）
	輸出量	：	750	千トン	（前年より	155	千トン	26.1%増）
	輸出額	：	3,031	億円	（前年より	282	億円	10.3%増）

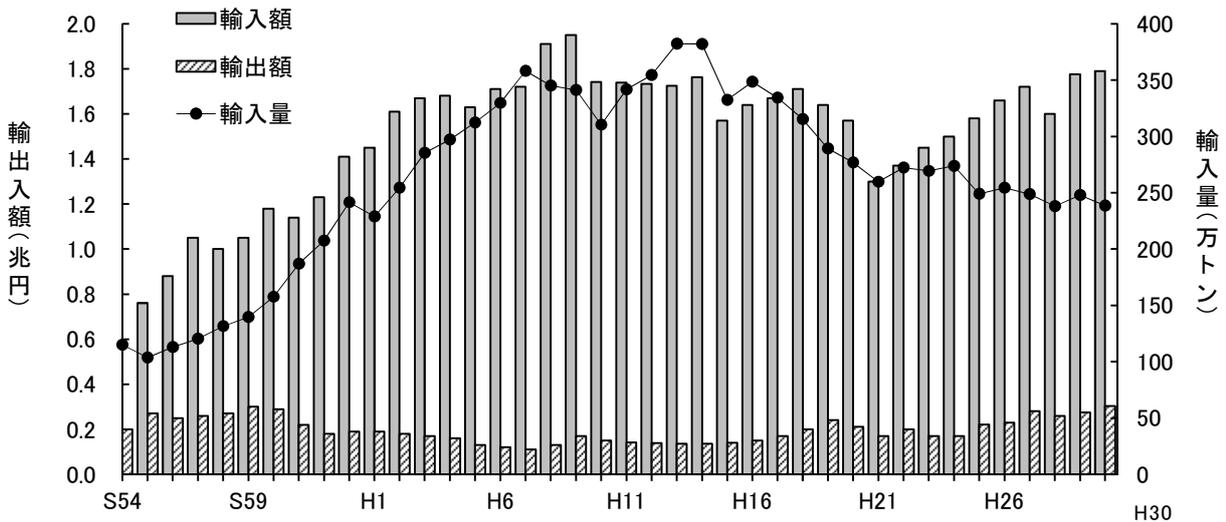


図19 日本の水産物輸入量と輸出入額の推移

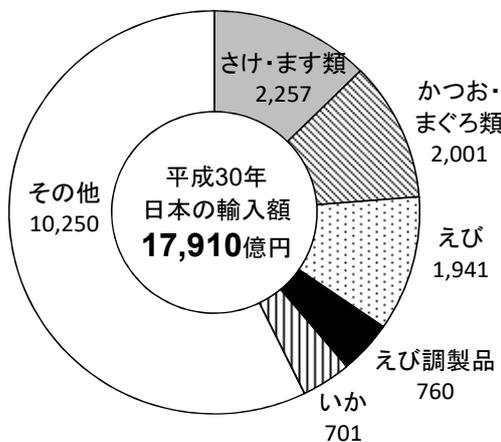


図20-1 日本の水産物輸入品目別割合(平成30年)

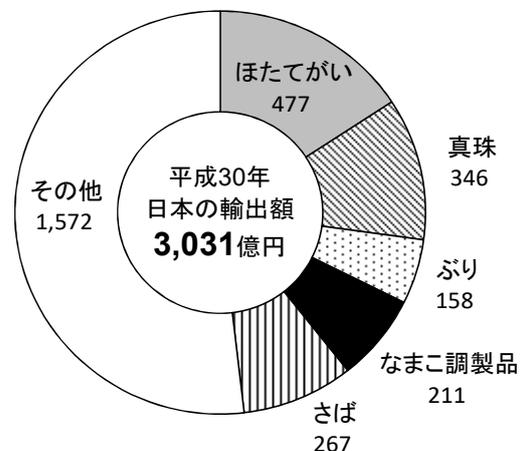


図20-2 日本の水産物輸出品目別割合(平成30年)

Ⅲ 漁業就業構造と漁業経営

1 経営体及び漁業就業者の動き

(1) 海面

① 経営体数

海面漁業の経営体数は減少傾向が続いています。特に沿岸漁業においては、漁業後継者不足や漁業就業者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあります。平成30年の本県経営体数は343経営体で、内訳は、沿岸漁業が300（うち海面養殖1）経営体で全体の87.5%を占め、遠洋漁業は1経営体、沖合漁業は42経営体です。343経営体のうち個人経営体は318経営体で、うち後継者がいない割合は66.7%となっています。

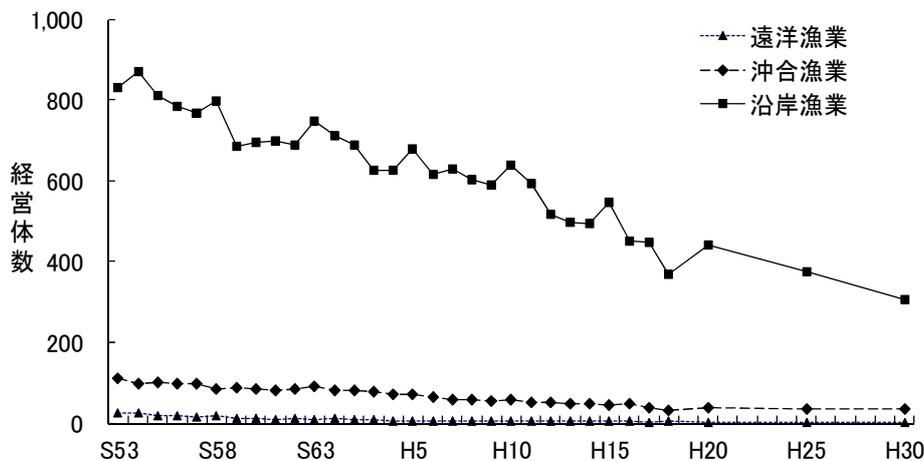


図21 海面漁業の部門別経営体数の推移

※平成19年は統計対象外

※平成20年以降は漁業センサス

【沿岸漁業における営んだ漁業種類別経営体数】

沿岸漁業を営んだ経営体数は、しらすやいかなご、おきあみを漁獲対象とする船びき網漁業が190経営体で、沿岸漁業経営体数（299経営体）の63.5%を占めています。

【漁船階層別経営体数】

漁船階層別経営体数は沿岸漁業の中心である3～10トン階層が多くを占めています。

表5 沿岸漁業の営んだ漁業種類別経営体数(平成30年)

	経営体数	割合(%)
沿岸漁業計(実数)	299	-
船びき網	190	63.5%
小型底びき網	123	41.1%
その他の刺網	86	28.8%
ひき縄釣	61	20.4%
その他の釣り	102	34.1%

※海面養殖を含まない。

「漁業センサス」

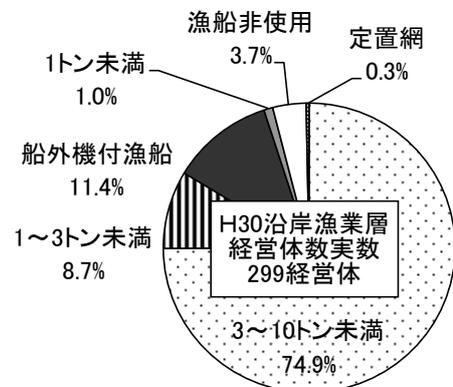


図22 沿岸漁業層経営体数の割合

※海面養殖を含まない。

②漁業就業者数

本県の海面漁業就業者数の推移は、昭和50年代から平成10年代半ばにかけて減少傾向でしたが、それ以後近年はほぼ横ばいとなっています。

自営の漁業就業者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいます。自営の漁業者は、生産量、生産額の減少や高齢化によって廃業、引退する者がいるなかで、漁家子弟による経営の継承以外に、新規参入は殆どないことから、昭和50年代以降、平成10年代半ばまで減少しました。一方、雇われの就業者の多くは、まき網漁業などの乗組員となっています。遠洋、沖合漁業は、200海里等国际的な漁業規制、オイルショック、資源の減少により経営が厳しくなったため、昭和50年代から経営体数は減少傾向となっており、雇われの就業者も同様に減少しましたが、平成10年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

平成30年の海面漁業従事者は1,194人（前回調査年（平成25年）比16.8%減）で、60歳以上の男性漁業就業者は33%を占め、前調査年より3%減少しています。

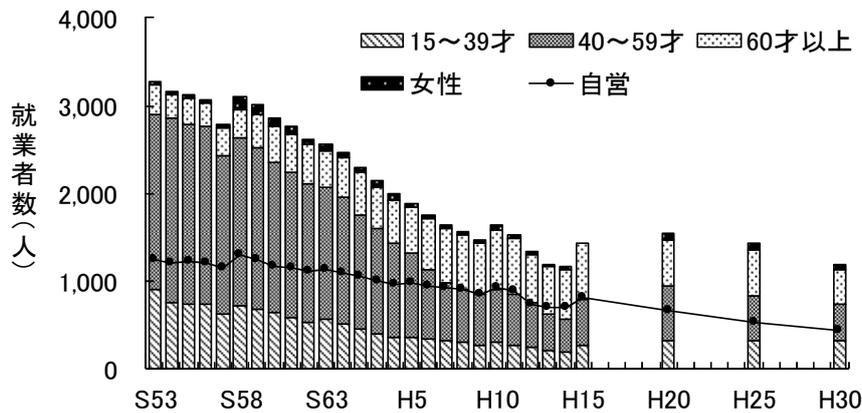


図23 年齢階層別、自営・雇われ別海面漁業就業者の推移
 ※平成15年から漁業センサスによる値(5年毎公表)であり、
 統計手法が異なることから過去の値と直接比較はできない。

(2) 霞ヶ浦北浦

①経営体数

漁船漁業では、底びき網・船びき網（わかさぎ・しらうおひき網漁業）、定置網（張網）、刺網が中心で、ほとんどが個人経営体となっています。これらの個人経営体の半数以上は漁業以外の収入を主とする兼業経営体です。一方で養殖業では、漁船漁業に比べ、会社経営を行う経営体の割合が高い、専業経営体の割合が高いという特徴があります。

漁船漁業、養殖業ともに漁業者の高齢化と引退、後継者不在により経営体数が年々減少しており、漁業経営の安定化、新規参入者の確保が今後の課題となっています。

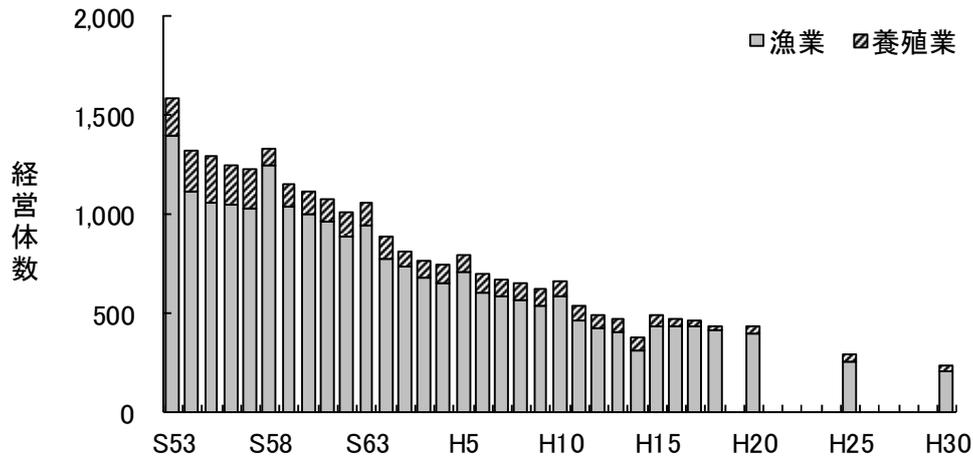


図24 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業経営体数の推移
 ※平成19年は調査対象外
 ※平成20年以降は漁業センサス

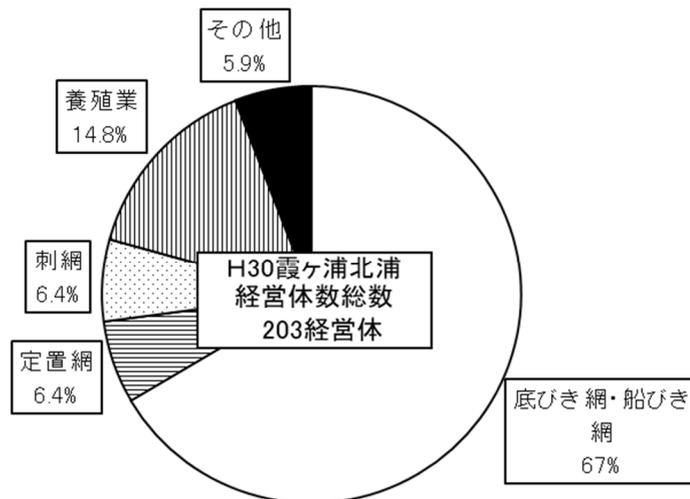


図25 霞ヶ浦北浦の主な漁業種類別経営体数割合

IV 漁船と漁港

1 漁船

令和元年末現在の登録漁船隻数は2,207隻で、うち海面は900隻(40.8%)、霞ヶ浦北浦は639隻(28.9%)、その他の内水面は668隻(30.3%)となっています。

県内の登録漁船隻数は前年と比べ73隻減少し(前年比3.2%減)、この内訳は海面が12隻減少(前年比0.5%減)、霞ヶ浦北浦は38隻減少(前年比1.7%減)、その他の内水面は23隻減少(前年比1.0%減)と減少傾向が続いております。これは、依然として高齢化の進行などにより廃業する漁業者が後を絶たない状態が続いているためと考えられます。

近年の漁船登録状況は、既存漁船の譲渡・転用による登録が主体となっていましたが、平成29年度以降、「浜の担い手漁船リース事業」などの支援を受けた新造船が登録されるようになり、船齢の古い漁船の代船が進むものと考えられます。

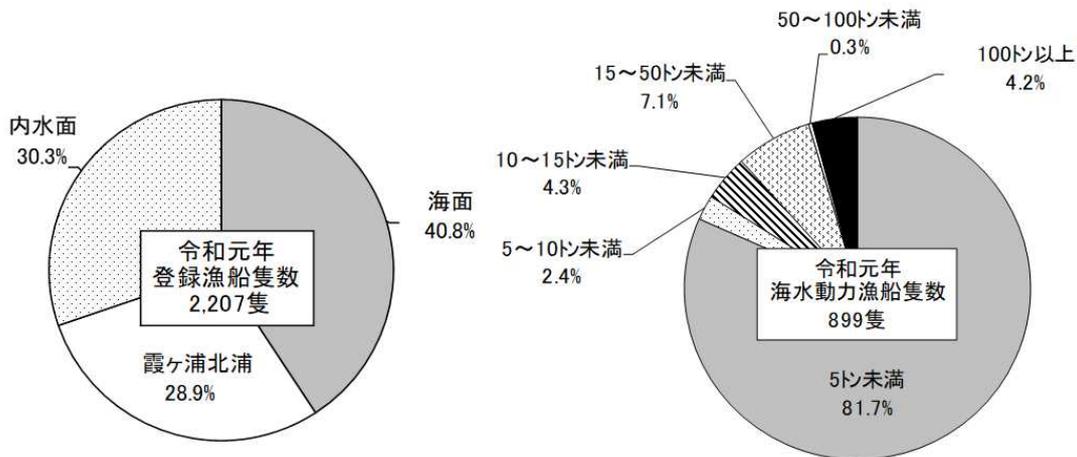


図26 登録漁船割合

図27 海水動力漁船のトン数階層別漁船割合

表6 漁船隻数の推移

単位: 隻(うち無動力船)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
海水漁船	967 (1)	954 (1)	925 (1)	911 (1)	900 (1)
淡水漁船	1,516 (2)	1,475 (2)	1,420 (1)	1,366 (1)	1,307 (1)
うち霞ヶ浦北浦	785 (2)	762 (2)	730 (1)	676 (1)	639 (1)
計	2,483 (3)	2,429 (3)	2,345 (2)	2,278 (2)	2,207 (2)

「漁政課 漁船統計表」

表7 動力漁船のトン数階層別隻数(令和元年)

	海面	霞ヶ浦北浦	その他内水面
1トン未満	179	240	638
1~3トン未満	229	369	30
3~5トン未満	326	28	
5~10トン未満	21	1	
10~15トン未満	39		
15~50トン未満	64		
50~100トン未満	3		
100トン以上	38		
計	899	638	668

「漁政課 漁船統計表」

2 漁 港

(1) 海 面

本県は南北に連なる約 190km の海岸線を有していますが、地形が単調なため、主要な漁港は河口や数少ない入り江を利用して発展してきました。本県には 24 の漁港があり、霞ヶ浦北浦など海面に面していない漁港を除くと 9 となっています。また、利用漁船が全国規模とされる第 3 種漁港の数は 5 で、北海道 18、千葉 8 に次ぎ、宮城、長崎、宮崎及び鹿児島と同数となっています。これらの漁港は、漁船の大型化や水揚量の増加に対応すべく、昭和 33 年の那珂湊漁港を皮切りに、昭和 48 年の波崎漁港、大津漁港、昭和 52 年の平潟漁港の順に、外港建設など漁港の拡張工事に着手し、水深確保や岸壁、用地等の整備を進めてきましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けました。

被災漁港においては、津波警報解除後から、応急復旧を開始するとともに、県及び市町は被災漁港 12（県 9、市町 3）、漁港海岸 2、関連施設 2 箇所の復旧を進めてきました。令和元年 8 月末までに、12 漁港（県 9、市町 3）、2 漁港海岸、2 関連施設のすべての復旧工事が完了しました。

表8 漁港・漁港海岸別復旧状況

R1.9月現在

(単位:百万円)

漁港・海岸名	管理者	箇所数	査定額	復旧施設	進捗
平潟	県	10	615	防波堤・岸壁等	H26.9.4完了
大津	〃	20	9,895	防波堤・岸壁等	R1.8完了
会瀬	〃	9	43	防波堤・物揚場等	H25.4.25完了
久慈	〃	7	700	岸壁・道路等	H27.12.21完了
磯崎	〃	1	12	岸壁	H24.3.29完了
那珂湊	〃	19	932	岸壁・護岸・道路等	H27.3.19完了
磯浜	〃	1	25	物揚場	H24.6.18完了
波崎	〃	14	2,356	防波堤・岸壁等	H27.1.30完了
麻生	〃	1	17	物揚場・護岸・取付道路	H24.9.13完了
白浜・五町田	市	2	12	物揚場・護岸・取付道路	白浜H24.3.13完了 五町田H24.3.29完了
広浦	町	4	7	物揚場・護岸・栈橋	H25.2.28完了
漁港計		88	14,614		
平潟海岸	県	3	124	護岸	H25.9.12完了
水木海岸	〃	1	28	護岸	H24.7.26完了
海岸計		4	152		
平潟漁業集落排水施設	市	1	427	排水処理施設, 管路	H24.3.27完了
波崎浄化施設	県	1	14	排水処理施設, 管路等	H25.9.24完了
関連施設計		2	441		
合計		94	15,207		

- 海面の漁港数 9 港
- 種類区分
 - 第 1 種漁港 4 港
 - 第 3 種漁港 5 港
- 管理者区分
 - 県管理漁港 8 港
 - 市町村管理漁港 1 港

- 海面の重要港湾数 2 港
- (川尻港、河原子港は漁業専用港、茨城港大洗港区、鹿島港は一部漁港区を有する。)

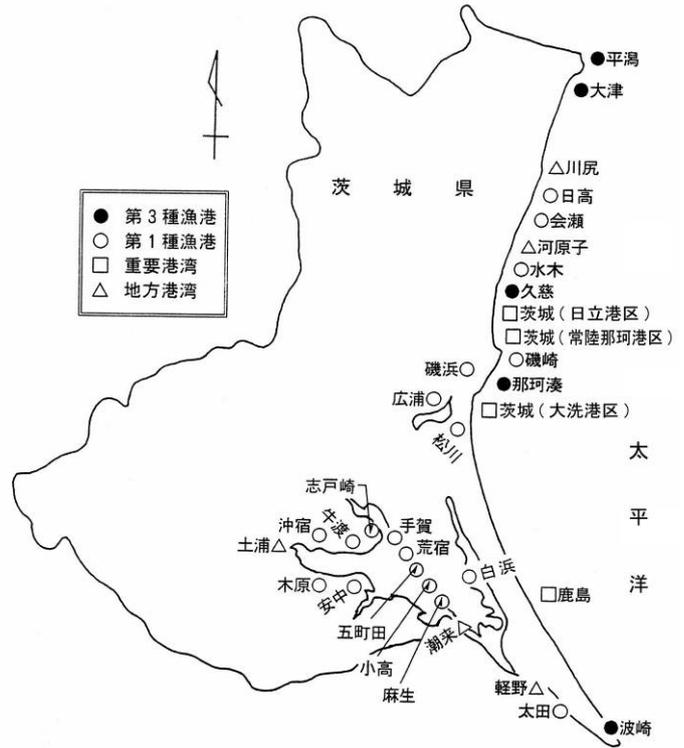


図 28 茨城県の漁港及び港湾

(2) 霞ヶ浦北浦とその他内水面

霞ヶ浦北浦、涸沼、利根川等の湖沼河川には漁港や港湾が点在しています。これらの港は、古くは舟運の要衝として繁栄しましたが、時代の推移とともに小規模な港として残り、多数の船溜りとあわせて地域の漁業生産流通基盤としての役割を果たしています。

- 霞ヶ浦北浦の漁港 11 港 (全て第 1 種漁港)
- 管理者区分
 - 県管理漁港 1 港
 - 市町村管理漁港 10 港

- その他内水面の漁港数 4 港 (全て第 1 種漁港)
- 管理者区分
 - 県管理漁港 1 港
 - 市町村管理漁港 3 港

●資料編 4 - 4 ~ 4 - 7

V 水産物の流通と水産加工

1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力産地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。

県内の産地市場での取扱量の大部分を占めるさば類、いわし類は、主に波崎地区に水揚げされ、地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じて加工、あるいはそれぞれの仕向け先に出荷されます。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場等に出荷されます。底びき網や刺網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に産地の仲買人を通じ県内及び首都圏方面の市場へ出荷されます。

表9 平成30年の産地地方卸売市場における取扱状況

	平潟	大津	久慈	那珂湊	大洗	鹿島灘	波崎	計
取扱数量(トン)	1,099	4,015	598	700	1,453	1,067	3,402	12,334
取扱金額(百万円)	430	951	385	315	1,066	1,009	5,181	9,337

「農業政策課調べ」

水産物（生鮮物、冷凍品、加工品等）を取り扱う消費地市場は、水戸市、土浦市などに開設されています。本県は全国有数の漁獲量を誇りながらも、平成21年における水戸市公設地方卸売市場での鮮魚取扱金額のうち、茨城県産のシェア10.1%と、県内流通が少ない状況でした。そこで、令和2年までに水戸市場における県シェアを16.0%まで引き上げることを目標に、量販店における水産物フェアの開催やいばらきの地魚取扱店認証制度*の推進など、県内や近県への流通強化に取り組んでいます。これにより水戸市公設地方卸売市場での鮮魚取扱金額のシェアは徐々に向上し、平成30年は14.7%となりました。

表10-1 水戸市場における水産物の取扱数量

		鮮魚	塩干加工品	冷凍品	総計
H29	取扱数量(トン)	30,155	33,475	2,084	65,714
	うち茨城県(出荷地)	4,491	7,555	243	12,289
	茨城県が占める割合	14.9%	22.6%	11.7%	18.7%
H30	取扱数量(トン)	28,768	31,658	1,957	62,382
	うち茨城県(出荷地)	4,079	7,896	263	12,239
	茨城県が占める割合	14.2%	24.9%	13.5%	19.6%

「水戸市公設地方卸売市場年報」

表10-2 水戸市場における水産物の取扱金額

		鮮魚	塩干加工品	冷凍品	総計
H29	取扱金額(百万円)	22,891	21,955	2,825	47,671
	うち茨城県(出荷地)	3,303	4,828	368	8,499
	茨城県が占める割合	14.4%	22.0%	13.0%	17.8%
H30	取扱金額(百万円)	22,340	21,220	2,948	46,508
	うち茨城県(出荷地)	3,292	4,829	426	8,547
	茨城県が占める割合	14.7%	22.8%	14.4%	18.4%

「水戸市公設地方卸売市場年報」

*いばらきの地魚取扱店認証制度：一定以上、茨城県産水産物を取り扱う飲食店や宿泊業者、小売業者を、地魚が買える・食べられる「地魚取扱店」として認証する制度。

国内の主要な消費地中央卸売市場（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪市）における本県産水産物（生鮮、冷凍、加工）の取扱数量は、昭和 61 年の 3 万 9 千トン（前年比 5.0% 減）をピークに減少傾向にあり、平成 30 年は約 1 万 3 千トン（前年比 5.0% 減）となっています。取扱金額は、平成 10 年頃まで 200 億円程度で推移していましたが、以降は減少傾向にあり、平成 30 年には約 117 億円（前年比 2.5% 減）となっています。

本県産水産物に限らず、全国の中央卸売市場における水産物（生鮮、冷凍、加工）の取扱数量及び取扱金額は、近年減少傾向にあります（農林水産省「卸売市場データ集」）。

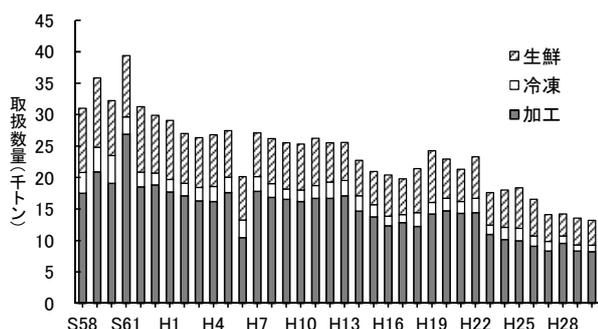


図29-1 主要な消費地中央卸売市場(札幌, 仙台, 東京, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪市)における茨城県産水産物の取扱数量の推移

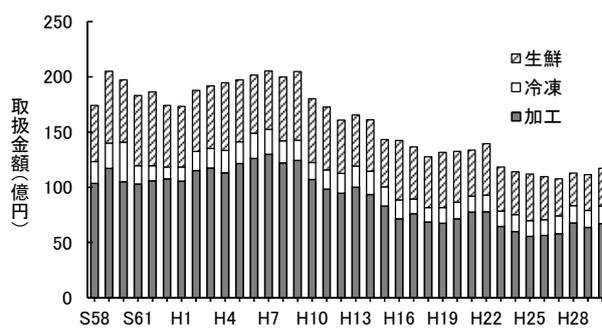


図29-2 主要な消費地中央卸売市場(札幌, 仙台, 東京, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪市)における茨城県産水産物の取扱金額の推移

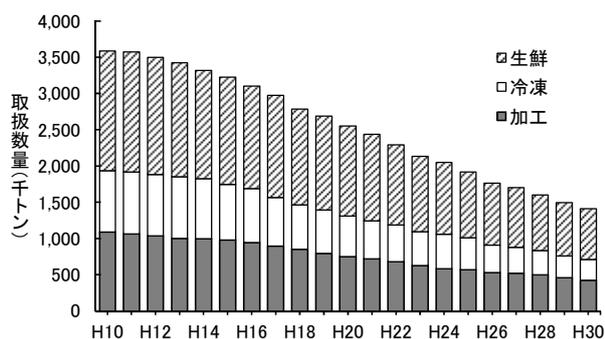


図30-1 全国の中央卸売市場における水産物の取扱数量の推移

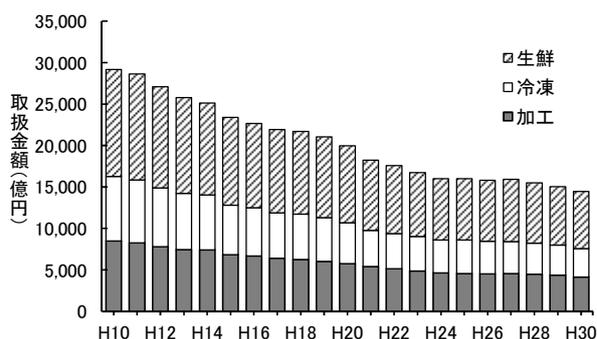


図30-2 全国の中央卸売市場における水産物の取扱金額の推移

2 水産加工

(1) 水産加工業の地域別特色

本県の水産加工業を主に営む地域は、大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。

沿海では、かつてはどの地区でも前浜もののいわし、さば類、さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし、昭和40年代以降、那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために、漁獲が不安定な前浜ものの加工体制から周年稼働体制が維持できる輸入原魚を原料に用いた加工体制に転換が進みました。現在の両地区は、たこやししゃもなど輸入原魚の加工において、全国有数の生産地となっています。

大中型まき網漁業拠点の大津と波崎地区では、昭和40年後半以降は、さば、まいわしの豊漁に対応して養殖餌料向けの冷凍加工が盛んでしたが、近年は付加価値の高い食用向けの加工や、輸出に取り組むなどの変化が見られます。

霞ヶ浦北浦周辺もまた、湖で漁獲されるわかさぎ、はぜ、えび、しらうお等を使った佃煮や煮干し、焼き物などの加工が古くから行われており、全国有数の加工産地となっています。

(2) 加工生産量の推移

本県の水産加工生産量は、昭和62年の50万6千トン进行ピークに、以降はまいわし漁獲量減少等に伴い減少しました。平成8年頃にかたくちいわし、さば類などの豊漁で一時的に回復したものの、平成12年はピーク時の3分の1以下の13万7千トンにまで落ち込みました。その後、かたくちいわし、さば類などの豊漁で平成15年以降に再び回復傾向が見られ、平成18年は27万7千トンに達しました。その後、しばらく減少傾向にありましたが、平成25年からさば類、まいわしの豊漁により増加しており、平成30年は、約17万2千トン（前年比12.3%減）となっています。

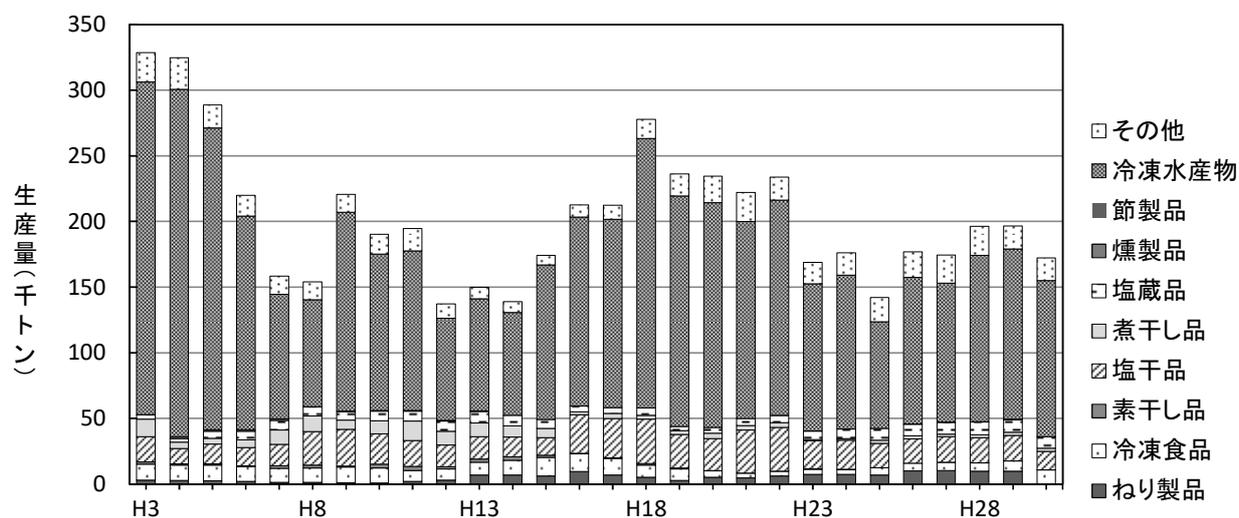


図31 水産加工品の生産量の推移

※燻製品は平成14年以降、統計値非公表

※平成14～20年の節製品は統計値非公表

※平成19～25年のねり製品はかまぼこ類のみ

3 水産物の輸出

(1) 輸出の現状

本県水産物の輸出は、豊富なさば資源を背景に平成 18 年頃から本格的に始まり、平成 22 年の輸出量は、1 万 2 千トンを超えました。平成 23 年は、東日本大震災の影響により約 4 千トンまで減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

増加傾向の主な要因は、販路開拓等によってさば・いわしの輸出が増加したことが挙げられます。令和元年は、さば漁獲量の減少に加え、国内のさば缶需要の増加により仕向け先が国内にシフトしたために、輸出量は約 3 万 8 千トン（前年比 31.2%減）、輸出額は約 54 億円（前年比 19.8%減）となっています。

表11 茨城県における輸出量・金額

年度	H22	H23	H26	H27	H28	H29	H30	R1
輸出量(トン)	12,871	4,370	24,879	28,463	44,757	57,987	55,292	38,055
輸出額(百万)	-	-	3,132	3,412	4,658	6,335	6,729	5,400

「漁政課調べ」

(2) 輸出の課題とその対応

本県水産物の輸出量及び輸出金額の大部分は、資源変動の激しいさばが占めることから、輸出の促進・安定化にあたっては、輸出品目の多様化が課題となっています。加えて、EU やアメリカ向け輸出の際に求められる加工施設の HACCP 認証の取得推進や、東京電力福島第一原発事故に伴い輸出先国から求められている放射性物質検査証明書などの発行事務なども課題となっています。

県では、これらの課題解決に向けて、平成 28 年度から漁政課内に水産物輸出促進員 1 名を配置しています。県が一部の証明書の発行事務を国に代わり行うとともに、きめ細やかな個別相談や各種情報の提供に努めることで、県産水産物の輸出拡大に取り組んでいます。

●資料編 5 - 6

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村における地域社会の中核として多様な役割を担っています。

令和元年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区14と業種別漁協3、水産加工協8の計39となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。

本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少、組合員数の減少等により、その経営は厳しい状況が続いております。

(1) 合併等による漁協の再編（沿海地区）

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者協議が行われ、北部・中部・南部の3地区で合併した後、県1漁協へ合併する方針が決まりました。平成19年9月には南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し、「はさき漁協」が設立され、平成23年3月と10月に会瀬漁協と河原子漁協が久慈町漁協に吸収合併されました。

しかし、東日本大震災により、多くの組合で共同利用施設に被害が発生し、各々の復旧が優先されたことや、復旧事業が市町村主体に行われるケースが多かったことなどにより、これまで合併の検討が見送られてきました。

また、被災施設の復旧がほぼ完了した現在、施設の統合・整理を前提とする合併の協議は、より困難な状況となっております。

しかし、組合員の減少に歯止めがかからない現状において、組合員が安心して漁業を営むことが出来るよう、現在は市単位での合併を優先して漁協組織の再編を進めています。

(2) 合併等による漁協等の再編（霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協）

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して、「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。また、北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続

き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため特に事務局機能の充実等が課題となっております。こうした中、平成30年7月に緒川漁協、令和2年3月に十王川漁協が解散しましたが、今後組合運営の改善を進めていく必要があります。

水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して、平成17年8月に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

●資料編 6-1、6-2

2 金 融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会（以下、「信用漁業協同組合連合会」を「信漁連」という。）では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んでおり、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことにより、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安などによって漁業経営が厳しい状況にあるため、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、令和元年度末には41億円まで減少しました。

このような中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによる収益の減少に加え、資産自己査定 of 厳格化などで厳しい経営環境にあることから、浜の信頼性の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

また、茨城県信漁連は、青森県信漁連ほか9都県の信漁連と、令和2年10月30日付けで令和3年4月1日を設立年月日とした合併契約書を締結しました（愛知県信漁連は令和4年4月1日に合流する予定）。

今後、これら東日本ブロックの12信漁連は県境を越えて結集し、経営基盤及び財務基盤を強固なものとし、さらには、漁業金融機能の一層の強化と持続可能なビジネスモデルを確立することをもって漁業と地域の発展を目指していきます。

●資料編 6-3、6-4

Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、10年（特定区画漁業権、定置漁業権及び内水面の第2種区画漁業権は5年）となっており、本県の場合には、制度上、茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つに分けられています。

これらの漁業権の多くは、平成25年に一斉に切替手続きが行われ、平成25年8月31日で有効期間が満了となる茨城海区の共同漁業権などの免許が切替となりました。この結果、茨城海区の共同漁業権は15件となり、その内訳は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権が13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権が1件、第1種及び第2種を合せ有する共同漁業権が1件です。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区では、平成25年9月1日から雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権が18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が4件となり、令和元年9月1日からこいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権を14件免許しています。

内水面では、平成26年1月1日から第1種共同漁業権、第5種共同漁業権及び第2種区画漁業権の免許が切替わりました。その後、漁業協同組合の解散に伴う漁業権の抹消（R元.5.16 緒川漁協、R2.5.13 十王川漁協）などを経て、現在は第1種共同漁業権が6件、第5種共同漁業権が13件、第2種区画漁業権が1件となりました。また、この他、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が3件と、埼玉県、千葉県、東京都が免許している共同漁業権が1件ずつあります。

●資料編 7-1、7-2、7-12～7-14、7-16、7-17

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する法定知事許可漁業と、都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

茨城海区では、24漁業種類について、令和2年8月1日現在、延べ2,707件許可（認可13件を含む）されています。その主なものは、機船船びき網漁業851件、小型機船底びき網漁業728件、せん・かご漁業415件、固定式さし網漁業296件、さし網漁業240件等であり、各経営体ともこれら漁業を組み合わせることで経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、8漁業種類について、令和2年8月1日現在、延べ876件許可されています。その主なものは、さし網漁業375件、小型機船底びき網漁業389件、つけ漁業89件等です。

内水面では、12 漁業種類について、令和 2 年 8 月 1 日現在、延べ 411 件許可されています。その主なものとしては、さし網 203 件、ふくろ網 139 件等です。

●資料編 7-3～7-6、7-15、7-18

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成 13 年 6 月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、平成 14 年 8 月の一斉更新において、ほぼ 40 年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10 トン以上 20 トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。

その後、平成 29 年に一斉更新が行われ、さらに、平成 29 年 12 月に、これまで大臣届出漁業であったかじき等流し網漁業が大臣許可漁業に移行され、本県における大臣許可件数（括弧内は内数で、認可件数）は、令和 2 年 8 月 1 日現在、遠洋かつお・まぐろ漁業 3 件、大中型まき網漁業 15 件及び沖合底びき網漁業 8 件の合計 26 件です。

また、大臣届出漁業の届出件数は、令和 2 年 8 月 1 日現在、小型するめいか釣り漁業 12 件です。平成 26 年 4 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会の承認制漁業に移行した沿岸くろまぐろ漁業の承認件数は、令和 2 年 8 月 1 日現在、311 件です。

●資料編 7-7

表12 海面における許可漁業等の件数（令和2年8月1日現在）

	漁業の名称	漁業種類 (地方名称)	トン数制限	件数
知事許可漁業 (定数漁業)	小型機船底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	5トン以上15トン未満	24
		その他の小型機船底びき網漁業 (えび板びき網漁業)	2トン以上5トン未満	179
	中型まき網漁業		5トン以上15トン未満	2
	機船船びき網漁業	しらすひき網漁業	5トン未満	249
	せん・かご漁業	沖合かご漁業	15トン未満	23
知事許可漁業 (非定数漁業)	小型機船底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網漁業)	5トン未満	248
		手繰第3種漁業(貝まき漁業)	5トン未満	287
	小型まき網漁業		5トン未満	2
	機船船びき網漁業	さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満	314
		おきあみひき網漁業	1トン以上15トン未満	288
	さし網漁業	流し網漁業	5トン未満	238
		かじき等流し網漁業	10トン以上	2
	はえなわ漁業		5トン以上20トン未満	8
	地びき網漁業			43
	固定式さし網漁業		甲種:2トン未満	102
			乙種:2トン以上5トン未満	194
	せん・かご漁業	あなごせん漁業	15トン未満	152
		沿岸かご漁業	15トン未満	166
		たこかご漁業	5トン未満	74
	あわび漁業			41
	潜水器漁業	あわび潜水器漁業		15
		うに潜水器漁業		20
かき潜水器漁業		19		
なまこ潜水器漁業		17		
指定漁業 (大臣許可漁業)	遠洋かつお・まぐろ漁業		120トン以上	3
	大中型まき網漁業		15トン以上	15
	沖合底びき網漁業		15トン以上	8
	北太平洋さんま漁業		10トン以上	0
	中型さけ・ます流し網漁業		30トン以上	0
	かじき等流し網漁業		10トン以上	0
大臣届出漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業		10トン以上20トン未満	0
	小型するめいか釣り漁業		5トン以上30トン未満	12
太平洋広域漁業調整委員会承認漁業		沿岸くろまぐろ漁業		311

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度

（1）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の概要

平成8年（1996年）に国連海洋法条約が批准され、平成9年（1997年）1月から新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）制度が導入されました。

さらに、平成13年6月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等が改正され、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして、新たに漁獲努力量（TAE：Total Allowable Effort）管理制度が加えられました。

①TAC 制度

漁獲可能量（TAC）を定める魚種（第1種特定海洋生物資源）は、①漁獲量、消費量が多い魚種、②資源状況が悪く、緊急に保存・管理を必要とする魚種、③我が国周辺水域で外国漁船によって漁獲されている魚種のうち、資源状況の明らかなものから選定され、当初は「さんま・すけとうだら・まあじ・まいわし・さば類（まさば及びごまさば）・ずわいがに・するめいか」の計7種類で開始されましたが、平成30年1月に「くろまぐろ」が追加され計8種類となっています。

この制度では、まず、国（農林水産大臣）が総漁獲可能量と、大臣管理漁業ごと及び都道府県ごとの漁獲可能量の配分等を内容とする「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」）」を定めます。次に、知事は、国の基本計画で配分された県配分量（知事管理量）に基づいて、県の管理計画（県計画）を定めることとなっています。

本県では、令和2年漁期の知事管理量として「さば類」、「ずわいがに」について「若干」の配分をうけ、県計画によって、この魚種を主に漁獲する定置網漁業、小型底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）を管理対象漁業とすることを定めています。

さらに、「くろまぐろ」の都道府県管理が平成30年7月から開始され、知事管理量として、国から小型魚（30kg未満）及び大型魚（30kg以上）の配分を受けています。

表 13 過去5年の茨城県 TAC 配分量（知事管理量）（令和2年8月1日現在）

魚種名		H28	H29	H30	H31・R1	R2
くろまぐろ	小型魚	—	—	18.1 トン	19.8 トン	28.3 トン
	大型魚	—	—	6.0 トン	6.0 トン	6.8 トン
さんま		—	—	—	—	—
すけとうだら		—	—	—	—	—
まあじ		—	—	—	—	—
まいわし		—	—	—	—	—
まさば及びごまさば		—	—	若干	若干	若干
するめいか		—	—	—	—	—
ずわいがに		若干	若干	若干	若干	若干

※「若干」は、近年の漁獲実績が多くないために数量で配分しないが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。

②TAE 制度

TAC 制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE 制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。TAE 制度による漁獲努力量の管理も TAC 制度と同様に、国（農林水産大臣）が定める基本計画並びに知事が国から配分された量（知事管理量）に基づいて定める県計画によって行われます。

TAE 制度の対象となる魚種（第2種特定海洋生物資源）は、現在、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの

9種が指定されています。平成15年3月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、本県に対しては、同年5月からやなぎむしがれいに関するTAEの配分がなされるようになり、5トン以上の小型機船底びき網漁業を対象に管理が行われています。

なお、漁業法改正によりTAC制度を基本とする資源管理に移行していくことに伴い、TAE制度は令和2年漁期をもって終了することになりました。

(2) 漁獲可能量 (TAC) 及び漁獲努力可能量 (TAE) 制度の管理

① TAC の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量（採捕量）の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成8年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場（11地区）と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲（採捕）データを収集しています。さらに、県では収集したデータのセキュリティー強化と共有化を図るため、平成29年度に機器リースの更新と併せて、産地市場のソフト統一によるクラウド管理化と県庁サーバーを活用したシステムへと改良しました。

表14 本県配分に対する採捕実績（知事管理量）（平成31年・令和元年漁期）

魚種		漁獲可能量	採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	19.8 トン	9.5 トン	平成31年4月～令和2年3月
	大型魚	6.0 トン	1.0 トン	
まさば及びごまさば		若干	272.4 トン	令和元年7月～令和2年6月
ずわいがに		若干	0.0 トン	令和元年7月～令和2年6月

表15 全国における採捕実績（平成31年・令和元年漁期）

魚種		漁獲可能量	採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	3,757.0 トン	2,949.4 トン	平成31年4月～令和2年3月
	大型魚	5,132.0 トン	4,604.5 トン	
さんま		264 千トン	42 千トン	令和元年7月～令和2年6月
すけとうだら		257 千トン	156 千トン	平成31年4月～令和2年3月
まあじ		213 千トン	87 千トン	平成31年1月～令和元年12月
まいわし		1,361 千トン	550 千トン	平成31年1月～令和元年12月
まさば及びごまさば		987 千トン	432 千トン	令和元年7月～令和2年6月
するめいか		67 千トン	36 千トン	平成31年4月～令和2年3月
ずわいがに		5,193 トン	2,783 トン	令和元年7月～令和2年6月

※くろまぐろの大臣管理の管理期間は、平成31年1月～令和元年12月

②TAE の管理

令和元年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいの TAE は、4～6月の3ヶ月間に69,346隻日で、このうち本県の配分は知事管理分（小型底曳網）が1,920隻日、実際の努力量は、全体で6,805隻日、本県知事管理分（小型底曳網）分は515隻日、それぞれ消化率は9.8%、26.8%でした。

- 資料編 7－8、7－9

5 遊漁関係

（1）遊漁船業

「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正（平成15年4月1日）され、届出制から登録制となりました。これにより、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられています。

海面での業者数は164業者178隻、霞ヶ浦北浦での業者数は15業者16隻となっています（令和2年8月1日現在）。このうち、138業者（78%）が漁業協同組合員で、191隻のうち148隻（77%）が漁船であり、多くの業者が、漁業と遊漁船業を兼業しています。

- 資料編 7－10、7－11

VIII 原発事故への対応

1 出荷制限

平成 23 年 3 月 22 日付けモニタリング強化の通知（厚生労働省）から、県と関係漁協は水産物の検査を開始し令和 2 年 7 月までに計 183 種、18,028 検体を検査しました（結果は県ホームページで公表）。また、食品衛生法第 11 条に基づく新たな基準値（100Bq/kg）（平成 24 年 4 月 1 日付け施行）に対応し、平成 24 年 3 月 14 日漁協組合長会議で、安全な流通のための対応方針を定めました。

【県及び漁業者の対応について（海産魚介類）】

- ① 100Bq/kg を超過した魚種 新基準値超えの魚種は県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛する。自粛区域は県内全域とする。
- ② 50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種 自主的に生産を自粛する。自粛区域は、北部、県央部、南部の各海域とする。
- ③ 50Bq/kg 以下の魚種 通常どおり出荷・販売を行う。
- ④ 解除に向けた対応（検査期間：1 カ月、検査回数：海域毎に 3 回以上、解除：海域毎に解除）

平成 24 年 4 月 1 日以降、本県海産・淡水産魚介類は、平成 24 年 11 月までに最大 10 魚種で原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限指示が出されました。県の出荷自粛要請や業界の自主的な生産自粛の魚種も含めると、平成 24 年 5 月に最大 31 魚種が制限対象となりましたが、以降順次解除され、平成 29 年 3 月に制限対象は淡水魚 2 種のみとなったものの、現在も規制は継続しています。

国の出荷制限の解除条件（国のガイドライン、平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部）

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方（令和 2 年 3 月 23 日一部改訂）」に基づき、知事が原子力災害対策本部長へ解除申請し、国が認めた場合に制限は解除となる。

i 沿岸性魚種、回遊性魚種

解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で少なくとも 1 ヶ月以上検査を行い、安定して基準値を下回ること。

ii 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で少なくとも 1 ヶ月以上検査を実施し、安定して基準値を下回ること。

2 損害賠償

東京電力福島第一原発事故による、国出荷制限指示等での休漁や風評被害に対して、東京電力（株）から適切で迅速な補償がされるよう、県は漁業等関係団体が行う損害賠償額請求を支援しました。

3 風評被害とその対応

平成 23 年 4 月にコウナゴから暫定規制値を超える値が検出されたことで漁価が一時暴落した際、県は、市場関係者等への検査体制や安全性の説明と適正な流通を要請しました。これにより平成 24 年秋以降県産水産物の取扱いは回復に至りました。また漁業者等は、消費者に安全性をアピールするため、イベント参加や販売キャンペーンを行ってきました。特に平成 26 年度以降は、いばらきの地魚取扱店など本県及び首都圏の量販店において「水産物フェア」を開催（延べ 714 日・店）するなど、風評払拭対策を実施しました。

Ⅹ 令和元年度に講じた水産業振興施策の概要

1 漁業経営の強化と担い手の育成

- ・漁業近代化資金等の水産金融制度による資金の円滑な融通により、漁業経営の安定と漁船・機器類の計画的な更新等を支援した。
- ・まき網漁業の経営安定を図るため、資金の円滑な融通と収益性改善の実証事業等に対する支援に加え、資源量や漁場形成に関する情報提供等を行った。
- ・担い手不足に対応するため、漁業就業者確保育成センターを運営し、漁業労働力需給情報の収集・提供等を実施したほか、漁業団体等が行う長期研修制度や資格取得の取組を支援した。
- ・沿岸漁業等の経営規模拡大や雇用確保を促進するため、法人経営への転換に関する講座開催や専門家への個別相談等を実施した。
- ・漁業後継者の育成のため、漁業士の活動支援や漁業者交流大会の開催を行うとともに、「いばらき水産・海洋教室」を開催して小中学生の水産業に対する理解を深めた。

2 つくり育て管理する漁業の推進

- ・他県を含めた資源・漁場利用調整や TAC・TAE 制度の適切な運用を行ったほか、主要な水産資源の資源量調査や変動要因の解明、海洋環境のモニタリング調査を実施した。
- ・洋上では漁業取締船により、陸上では漁業協同組合と協力して漁場の監視を行い、密漁の防止に努めた。
- ・平成 30 年 3 月に一部改正した資源管理指針に基づき、漁業者が作成・実践する資源管理計画について指導を行った。
- ・「栽培漁業基本計画（平成 29～33 年度）」に基づき、茨城県栽培漁業センターにおいて（公財）茨城県栽培漁業協会と連携し、ヒラメやアワビ等の種苗生産・放流や技術開発を行った。
- ・沿岸漁業の生産増大を図るため、北茨城市地先にヒラメの生育の場となる魚礁を設置した。

3 漁業と水産加工業の連携強化

- ・水産加工業者が国内水産資源を原材料とする水産加工品の新規生産及び増産等が行えるように、資金融通を行った。
- ・水産物の生産・流通拠点となる漁港等の機能強化を図るため、長期計画に基づく漁港整備を進めるとともに、波崎漁港の背後地において、大規模水産加工場の立地を促進するため、用地造成や道路・水道等のインフラ整備を進めた。
- ・水産加工業者の輸出を支援するため、輸出水産物を生産する漁船や生産加工施設の衛生状況等进行检查し登録した。

4 水産物の販路拡大

- ・県産水産物のイメージ向上と販売促進を図るため、首都圏の量販店において水産物フェアを実施した。
- ・いばらきの地魚取扱店の店舗情報の発信強化支援により、地魚の消費拡大を図った。
- ・水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付や新製品開発等に必要な低利資金を融通するとともに、水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援した。
- ・輸出に関する情報提供や個別指導等、外国向け公的証明書の発行を実施するとともに、ジェトロ茨城と連携した商談会やセミナーの開催情報を提供した。
- ・消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等による魚介類のサンプリングと放射性物質の検査を実施した。
- ・安全安心な水産物の供給を図るため、産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を行った。

5 元気な漁村づくり

- ・漁業者等が行う、藻場の保全や漂着物処理、海難救助等、漁村地域が有する多面的機能を維持するための活動を支援した。
- ・県内で開催されている釣り大会について、地元市町村・観光部局等関係者間の連携を支援し、地域振興を図った。
- ・遊漁船に乗船する釣り客が安心して楽しめるように、また、本県海域における遊漁船の地元ルールが守られるよう関係者による話合いの場を設け、円満な遊漁が行われるよう努めた。
- ・レジャーとして人気のある鹿島灘はまぐりの潮干狩りについて、ルールを守って楽しんでもらえるよう周知広報を行った。
- ・漁業地域のにぎわいを創出するため、遊漁船等の漁船以外の船舶も対象に、秩序ある漁港利用について調整や管理を行うとともに、平潟、大津、会瀬、久慈漁港においてプレジャーボートの係留管理を行った。
- ・漁業者の軽労化を図るため、大洗町漁協が実施する漁業用カゴ洗浄機器の整備を支援した。
- ・老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化対策を図るため、各施設の機能保全計画や長寿命化計画を策定するとともに必要な保全工事や侵食対策を実施した。
- ・津波・高潮から漁港背後地等を防護するため、地元調整を経て、防潮堤等を整備した。

6 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

- ・霞ヶ浦北浦の水産業の振興を図るため、ワカサギを活用した他河川・湖沼の増殖に寄与する技術の開発を推進した。

- コイ養殖業者の組織体制を強化し、産地ブランドの確立や地産地消、協業化に向けた取組を支援した。
- 効率的なコイの養殖技術開発や、飼料効率等が高く低コストのゲンゴロウブナ雌種苗の生産技術開発や、全国的に注目されるチョウザメ養殖の研究に取り組んだ。
- 霞ヶ浦北浦において、漁業者による外来魚など未利用魚の回収を行うことで、漁業被害の防止や、魚体に取り込まれた窒素やリンの回収による水質浄化に取り組んだ。
- 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、新たな水生植物帯（ヨシ帯）の整備を行うとともに、水生植物帯の保全活動等を行う漁業者等の団体を支援した。
- 内水面の水産資源の有効活用を促進するため、涸沼産やまとしじみや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組んだ。
- アユ等の主要魚種について情報発信を強化するとともに、サケ資源の有効利用調査への支援を行った。
- 内水面の水産資源の維持増大を図るため、種苗放流などの増殖対策を支援した。
- 久慈川において、アユ友釣り体験教室を開催し、新規遊漁者の確保を図った。